

石 水 営 第 749 号
令和 2 年 10 月 2 日

石狩市水道事業運営委員会
会長 小笠原 紘 一 様

石狩市長 加 藤 龍



水道料金表の一部見直しについて（諮問）

下記案件について、石狩市水道事業運営委員会条例（平成 5 年条例第 10 号）第 2 条の規定に基づき諮問致します。

記

諮問案件 ： 水道料金表の一部見直しについて

平成 25 年 4 月より施行されている現行水道料金について、逦増料金制の一部見直しを行い市民サービスの拡充を図るため、石狩市水道事業給水条例第 25 条（別表第 1）に規定する料金の一部を改正したく諮問致します。

（現 行）

従量料金（1 立方メートル当たり）

- ・使用水量のうち 7 立方メートルを超え 14 立方メートルまでの部分
- ・使用水量のうち 14 立方メートルを超える部分

（改正案）

従量料金（1 立方メートル当たり）

- ・使用水量のうち 7 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの部分
- ・使用水量のうち 20 立方メートルを超える部分

参考

石狩市水道事業給水条例

(料金の額)

第25条 料金は、別表第1に定めるところにより、基本料金及び従量料金を基礎として算定して得た額の合計額に消費税相当額を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。

別表第1(第25条関係)

メーターの口径		13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	30ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル
基本料金(1か月につき)		1,520円	1,870円	5,020円	7,940円	12,720円	23,920円	39,910円	79,940円
従量料金 (1立方メートルあたり)	使用水量のうち7立方メートルまでの部分	0円	0円	327円	327円	373円	373円	373円	373円
	使用水量のうち7立方メートルを超え14立方メートルまでの部分	199円	244円	327円	327円	373円	373円	373円	373円
	使用水量のうち14立方メートルを超える部分	315円	327円	327円	327円	373円	373円	373円	373円

備考 メーターの口径が100ミリメートルを超える場合の料金は、市長が別に定める。